

平成二十五年七月二日受領
答弁第一二二八号

内閣衆質一八三第一二八号

平成二十五年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出受刑者に対する投票ミスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出受刑者に対する投薬ミスに関する質問に対する答弁書

一について

平成二十五年六月十五日付け読売新聞朝刊に御指摘の記事が掲載されたこと及びその記事の内容については承知している。

矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の被収容者の健康管理を適切に行うことは国の責務であるところ、被収容者に処方された薬剤を誤って別の被収容者に配付するなどの薬剤の配布に関する過誤が発生したことは誠に遺憾であり、このような過誤が再発することのないよう、適切な薬剤の配付に努めてまいりたい。

二について

平成十六年当時、矯正施設において、薬剤の配布に関する過誤により被収容者に健康被害が生じた事案が発生したことから、このような過誤の再発を防止するため、矯正施設の長に対し、「薬剤の誤配の防止について」（平成十六年七月十五日付け法務省矯医第三四四〇号法務省矯正局保安課長及び同局医療分類課長通知）により、薬剤の配布に関する過誤の防止に万全を期すとともに、万一過誤が発生した場合には、

必要に応じ被収容者に医師の診察を受けさせるなど適切な対応をとるよう通知したものである。

三及び四について

薬剤の配布に関する過誤が発生する原因については、薬剤を配付する相手方である被収容者、薬剤を配付する機会や頻度等の確認が不十分であったことなどが考えられるが、個々の事案によって様々であるため、矯正職員の勤務状況等との関係を含め、一概にお答えすることは困難である。

いずれにせよ、被収容者に対する薬剤の配布に関する過誤が再発することのないよう、適切な薬剤の配付に努めてまいりたい。